

大阪市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所として常勤している者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬として年額 8,000,000 円を支給するものとする。ただし、財政状況等により減額する場合がある。
- (2) 非常勤役員及び評議員が、本会の理事会、評議員会及び監査に出席したときは、報酬として 5,000 円（税抜）を支給するものとする。

(諸手当)

第4条 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。この場合の通勤手当の支給額は本会職員の通勤手当に準じ支給するものとする。

2 役員及び評議員には、退職手当を支給しない。

(旅費)

第5条 役員が本会の業務に関し出張した場合には、当該役員に対し、旅費を支給することができる。この場合の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、年額を分割支給とし、職員給与規則等の支給日に準じた日に支給する。報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、その都度、支給するものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年8月7日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、平成29年6月20日制定の「役員の報酬等に関する規程」及び「評議員の費用弁償に関する規程」は廃止する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から施行する。